

平成30年第10回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年10月11日（水）

午前9時59分から午前10時44分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員 10名

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第33号 農業経営改善計画認定申請書の審査について

議案第34号 農地法第3条（委員会）

議案第35号 早島町農地利用最適化推進委員評価委員会委員の推薦について

報告第18号 農地法第18条（通知）

報告第19号 農地法第5条（届出）

7. 農業委員会事務局員 3名

○事務局

それでは、ちょっと時間は早いんですけども、ただいまから平成30年第10回早島町農業委員会を開会いたします。

まず初めに、●●会長よりご挨拶をお願いします。

○議長

〔会長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。では、会議の成立についてご報告させていただきます。本日の出席委員さんは10名です。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項により、常任委員の過半数の委員さんの出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行については会長のほうでよろしくお願いします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、議事録の署名委員の指名を行いますので、私のほうで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。それでは、議事録署名委員は5番の●●委員、6番の●●委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、日程1の農業経営改善計画認定申請書の審査についてを議題といたします。

なお、本案件は●●委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」という規定にあります。●●委員には一時退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔●●委員退室〕

○議長

それでは、事務局お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書2ページをご覧ください。このたび農業経営基盤強化促進法第12条

第1項に基づき、農業経営改善計画認定申請書が早島町に提出されました。計画の認定に当たり、早島町農業経営改善計画・青年等就農計画審査委員会設置要綱第4条に基づき、審査委員会の構成メンバーである農業委員会に意見が求められました。

それでは、3ページをご覧ください。今回の農業経営改善計画認定申請は1件でございます。申請者は、都窪郡早島町前潟●●番地●●にお住まいの●●さんです。

3ページから6ページにかけての農業経営改善計画では、申請人の●●さんは●●、●●、●●、●●を経営類型としており、5年後の目標を明記されています。早島町の基本構想では、年間労働時間●●時間、所得目標●●万円を目標として掲げており、5年間でその目標の8割に達成されるよう作付面積及び経営面積の目標を掲げています。こちらは新規の案件です。計画書の内容を審査した結果、事務局案としては適当と意見することが相当であると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。

今朝も●●さん頑張ってこられとんですけど、今何ぼになるかな、年は。

○事務局

●●。

○議長

まだまだやるんですね。パワーがありますから。

○8番

目標、35年度●●万円所得になってるんですけど、これって所得●●万円にしようと思うたら、諸収入、収入っていうのはどれぐらいを見込むんですか、見込んどんでしょうか、売り上げ。

○6番

それは経営のやり方じゃわ。経費が要らずに皆利益にすりゃ、●●万円水揚げすりゃ皆●●万円の利益じゃ。それは経営のやり方じゃ。

○8番

ガソリン代とか、そういう修理代とか。

○6番

そやから、経費が●●万円要ったら、もう収入ゼロと。じゃから、経営をどういうふうにするかが問題じゃけん。

○8番

ここに申請されとる●●万円所得ありますということは、要するにそこまでの見通しがあると。

○6番

計画じゃけえ、予定じゃけえ。絶対しますじゃないけえ。そこが文章の難しいところじゃ。だから、何ぼ水揚げが何千万円あっても、経費が要ったら利益が出てこんけん。じゃから、そこは経営をどういうふうにやるかが問題になるん。

本人が努力してこれに近づけようとする、努力するかせんかを見るだけでな。絶対、目標じゃから、こういうな目標でやりたいという意欲があるということを示しとんじゃ思うよ、ここに。じゃけん、達成できとらんというたら、それは一々罰金だとかというのはないんじゃけえ。

○1番

今年は認定委員の人を増やす方向に進んでるんでしょ。町で認定農業者の方が少ないんでしょ。まだまだ増やす方向に行かれるんでしょ。

○7番

この方で10人目。

○事務局

早島町として、できるだけ減らさないという。だから、誰か1人認定農業者の方がもう認定農業者をやめますって言うたら、できれば増やしたいということです。そういう位置づけです。

○4番

その今言いました10人が限度になるのか。

○事務局

いや、限度というわけではないです。

○4番

何人おってもええん。

○事務局

別に多いのにこしたことはないです。

最初の認定農業者の制度のころも、多分●●さんが認定農業者になられたころもそうですけど、そのころいろいろあっせん。町として、町の農業委員会として何か耕作をちょ

っとやりたいんだけど、誰かええ人いないですかという相談に来てたときには認定農業者さんを紹介してあげたり、あっせんをしてあげたりはしていたんです。そうやって認定農業者さんがどんどん農地の耕作ができるようにということで、そういうあっせん事業を実際としてはやっていたので、多分今認定農業者さんになられとる方で2畝しかしてないっていう方はいらっしやらないと。

○5番

それで認定農業者になったら、何年か継続せにやいけんのじゃろう。

○事務局

5年後の計画が。

○5番

5年間。もう一回、ほな見直しするわけ、5年たったら。

○事務局

そうですね。5年たったら、また見直しをしていく。再度申請するときに。

○3番

ちょっとよろしい。質問でも何でもありません。字のほうで4ページの真ん中辺の作業受託とあるのに、ここの作業のどこへ全般（耕起）、それから「乾燥調整」となってるでしょう。「調整」の「整」の字が整えるじゃなしに●●なんかの「製」です、正式には。乾燥調製。

○議長

ありがとうございます。それは事務局が後で。

それでは、この件に関して、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見もないようでありますので、議案第32号については適当であると決定したいと思いますけど、どうでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、ないようでありますので、議案第32号農業経営改善計画の認定に係る意見については、適当であるという趣旨を意見することに決定いたしました。

〔●●委員入室〕

○議長

続きまして、日程2、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書7ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は3件でございます。番号1から3について、あわせてご説明いたします。

番号1ですが、申請地は早島町早島●●番●●、地目が畑、面積が●●平米で計1筆、合計●●平米です。

貸付人は早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、借り受け人が倉敷市水江●●番地●●の●●さんです。設定する権利の種類は賃貸借権で、位置図は8ページです。

続いて番号2ですが、申請地は早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計1筆、●●平米です。

貸付人は早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、持ち分2分の1、倉敷市水江●●番地●●にお住まいの●●さん、持ち分2分の1です。借り受け人が倉敷市水江●●番地●●の●●さんです。設定する権利の種類は賃貸借権で、位置図は9ページです。

続いて番号3について、申請地は早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計6筆、●●平米です。

貸付人は倉敷市水江●●番●●にお住まいの●●さん、借り受け人が倉敷市水江●●番地●●の●●さんです。

番号1から番号3を合わせて借り受け農地は合計8筆、●●平米です。

農地法第3条により権利を取得する場合は、取得後の経営面積が5反以上となることかつ取得後に効率的に農業を営むと認められる場合は許可することができます。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、ただいまより説明に関して、現地の確認の結果を1番●●委員からよろしくお願いします。

○1番

報告します。調査日が10月9日に行いました。場所なんですけれど、●●のちょうど真ん中あたり。今、●●の埋立をしてるところのあたりです。現状としては、もう稲刈り前できれいに稲穂がそろっているような状況で、管理もよくされたような状況でした。申請に当たりまして、この●●さんと●●さんは兄弟なんですけど、●●さんが●●さんなんですけれど、体のほうに問題がありまして農作業ができないというような状態の様です。農作業は弟の●●さんが倉敷のほうへ住まわれとんですけれど、通いで連れてきて、現状、今まではやられていたようなんですが、この8月の24号の台風で倉庫の中にあつた機械が水没状態になって更新したいということで、農業近代化資金の申請に当たりまして一括したほうがいいんじゃないかということでしたらしいんです。そういうところなんですけども、今後も今までどおりずっとされて、きれいに耕作もされてますから継続されても問題はないんじゃないかと思います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

私のほうから1つ聞きたいんですけど、この●●というのは、これは。

○1番

●●、会社。弟さんが代表での形上の会社で。

○議長

ほかの会社かなと思うけど。すみません。ありがとうございました。

何かほかに質疑、ご意見などありませんか。

兄弟らしいんで、よろしいですか。よろしいですね、質疑は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がなければ、その他のご意見等はいかがでしょうか。意見もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見もないようでありますので、議案第33号、番号1から3、農地法第3条の規定に

よる許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ないようでありますので、議案第33号、番号1から3については許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第34号早島町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、配付資料の別紙の議案第34号早島町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の推薦についてをご覧ください。こちらは追加議案となります。

こちらの委員会は、農地利用最適化推進委員の募集に応募した者が委員に適当かどうかを評価する組織となります。規程では評価委員会の委員長は農業委員長、副委員長は農業委員会職務代理、委員は農業委員会事務局長、建設農林課職員の中から町長が選任する者及び農業委員会に推薦された委員を充てることとなっております。当委員会からは2名の推薦をいただきたいと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。

推薦する委員について、特に意見がなければ、私のほうで提案したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議ありませんか。この件に関しては、今年5月ごろ、岡山県の女性農業委員会があるんです。この人が、会長が●●の町議会議員をしょうる●●さんって方がおられまして、農業委員会とすれば、早島町は今年が改選の時期でありました。これは少数なんですけど。本当は去年が県内で改選時期が早いんです。4人来られたかな。女性が来られました。それで、下の会議室で話をしたところ、是非新しい農業委員会になったんだから、女性の推進委員をつくってくださいということで要望がありまして、その要望書をいただいて。そうすると、すぐその後写真撮るんです、私とその会長と。写真撮ったんが全国の農業新聞に出たんです。ここへコピーして持ってきたんですけど、びっくりしまして、も



う。ちょっと読んでみますから。岡山女性農業委員会●●さん、会長、里庄の農業委員会では8月に岡山県内の最後に新体制へ移行する早島町農業委員会、私、●●会長に要請活動を行ったと、ここに書いてある、来られて。農業委員の募集が既に終了しているため、農地利用最適化推進委員に女性登用を要請したと。現在、女性農業委員の会の会長が岡山県で20市町で47人おると。そのうち女性農業委員、農地利用最適化推進委員は一人もいない7市町村のうち。話は、これは今年の改選時期です。早島町農業委員会もその一つだということなんです。岡村会長の地区の代表の女性委員たちも、日ごろの委員会活動や女性ならではの視点や思いなどを紹介した要請書を受け取った私が、女性委員の不在は長年の懸案だったということと言うんですけど、やはり農振受けてないもんですから。私は努力するということにしとったんですけど、再々電話がありまして、やっぱりせにゃいかんということで事務局と話をしましたら公募するということになりましたんで、その公募をするのに推薦委員の評価委員が必要だと。できれば私と代理の●●君と、それから●●の●●さん、それから県へおられた●●さんの、この4人と、事務局とで推薦委員になりたいと思うんですけど、よろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。それでは、●●君と●●さん、●●の関係で、それから●●さん、よろしくお願いいたします。

意見、質疑もないようでありますので、早島町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員には、1番●●委員、3番●●委員を推薦することに決定いたしました。

続きまして、報告第16号、番号1、農地法第18条の規定による通知についてを事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書11ページをご覧ください。

今月の農地法第18条の規定による通知についてですが、こちらは農地の貸し借りを合意解約した際の農業委員会への通知になります。

番号1についてですが、解約された農地は、早島町早島●●番●●で、地目が畑、面積が●●平米です。貸付人が早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、借り受け人が倉敷市水江●●番地●●にお住まいの●●さんでございます。位置図は12ページとなります。説明は以上です。

○議長

ただいまの報告に関して、ご質問はありませんか。質疑、意見よろしいか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑ないようでありますので、以上で報告第16号、番号1を終わります。

続きまして、報告第17号農地法第5条の規定による転用届出について、事務局から説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書13ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による転用届け出は1件です。番号1について、届け出に係る農地は早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計2筆、●●平米です。

譲り渡し人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、譲り受け人は早島町早島●●番地の●●さんです。

こちらは市街化区域内の農地で、●●駐車場としての所有権移転転用届け出となっております。こちらの届け出については添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。位置図は14ページとなります。説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの報告に対して、ご質問等はありませんか。

私から。私●●の●●の総代をしています。それで●●の横へ行って、●●さんの土地が裏にあるんですけど、今までも何カ所も買ったと思うんですけど、またここで土地を広げることなんで、よろしくお願ひしたいと思います。

これに関してありませんか、質問。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質問ないようでありますので、以上で報告第17号、番号1を終わります。

それでは、その他についてを事務局からご連絡をお願いいたします。

○事務局

今回の農業委員会ですが、11月12日月曜日午前10時からを予定しております。場所は2階の第1会議室です。また、議案書を送付いたしますのでよろしくお願いします。

また、会議の後に今月26日に吉備中央町で開催されます研修会の出欠の確認と、あと全国農業新聞の購読のご希望がありましたら、取りまとめたいと思います。

以上でその他の報告を終わります。

○議長

言うときますけど、推進委員の告示してますので、もし知り合いがおられたら出していただきたいなと思います。委員会のほうにお願いします。

それでは、以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。

第10回早島町農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

上記会議の次第は、事務局 ●●の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

会 長

議事録署名委員

番

番